

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 25 日

一般社団法人日本旅行業協会 会長 殿

国土交通省観光庁
観 光 産 業 課 長
参事官（旅行振興）

旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号。以下「法」という。）では、旅行業者は法第 13 条各号において違法行為のあつせん等が禁止されています。

このため、令和 3 年 3 月 31 日時点において取り扱ういわゆる民泊物件（住宅宿泊事業法の届出に基づく届出住宅の他、旅館業法の許可を受けた施設、国家戦略特区法の認定を得た施設等を含む。以下同じ。）について報告を求め、観光庁において適法性の確認を行ったところ、適正な届出、許可が確認できなかった物件が一定数確認されました。

適法と確認できなかった物件については、速やかに削除等するよう観光庁から指導を行ってきたところではありますが、今般、住宅宿泊事業法の届出住宅の仲介を行っている旅行業者が取り扱う民泊物件の状況等を把握する必要があります。

ついては、住宅宿泊事業法の届出住宅の仲介を行っている旅行業者に取り扱う民泊物件についての情報提供を求めていますので、貴協会傘下会員におかれましては遺漏なきようご周知をお願いいたします。

記

（添付資料）

別添 「取り扱う民泊物件に関する報告依頼」

（令和 3 年 3 月 23 日付観産第 2044 号、観参第 1290 号）